2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」のうち営業品目が「その他印刷類」又は「フォーム印刷」でA、B又はC等級のいずれかの等級に格付けされている者であること。

⑷　次の各号に掲げる制度が運用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。ア厚生年金保険、イ健康保険、（全国健康保険協会が管掌するもの）ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険

⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑺　厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。

⑻　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

⑼　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

⑽　過去１年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成29年１月20日付け基発0120第１号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記３、平成31年１月25日付け基発0125第１号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の３に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課総務係　電話03―5253―1111（内線5153・5151）

⑵　競争参加資格確認関係書類の受領期限及び受領場所

日時　令和元年12月16日12時00分

場所　入札説明書による

⑶　入札書の受領期限及び受領場所

日時　令和元年12月16日12時00分

場所　3⑴の場所

⑷　開札の日時及び場所

日時　令和元年12月16日17時00分

場所　中央合同庁舎第５号館地下１階　厚生労働省入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、製造物品の品質、特質及び条件に適合する試作品を入札説明書中で指示する期日までに提出しなければならない。入札者の試作品は当者において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。なお、入札者は、支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨を記した誓約書を提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Sumitomo Kawano, Director, Labour Insurance Contributions Levy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

⑵　Classification of the services to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Labor insurance collection duties paper (Type printing (Copying book vote))

⑷　Delivery period : Determined for each project

⑸　Delivery place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : No1, not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause No2, not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting No3, have Grade A, B or C, on “Form print” or “Other print” among “Manufacture of product” in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021 No4, for bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about ⑤ and ⑥) for the last two years of the bid submission deadline of this bid : ①Welfare annuity insurance ②Health insurance (the thing which association of national health insurance has jurisdiction over) ③Seamen’s insurance ④National pension ⑤Worker’s compensation insurance ⑥Unemployment insurance No5, prove to have no false statement in tendering documents No6, prove neither the business condition nor credibility is deteriorating No7, Meets the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order